

「はなさく生命」は日本生命グループの生命保険会社です

はなさく生命は、日本生命保険相互会社の100%出資子会社として2019年4月に営業を開始した新しい生命保険会社です。



「はなさく生命」という社名には、「お客様にとって価値ある商品・サービスの新しい種をまき、育むことを通じて、お客様一人ひとりの人生に花を咲かせていきたい」という想いを込めております。

● 会社概要 (2025年4月1日時点)

会社名	はなさく生命保険株式会社 (HANASAKU LIFE INSURANCE Co., Ltd.)
営業開始日	2019年4月1日
株主構成	日本生命保険相互会社 100%

「はなさく変額保険」の商品説明動画

「はなさく変額保険」の概要を説明した動画をご用意しております。
二次元コードを読み取り、ご視聴ください。



お問合せ先

● はなさく生命お客様コンタクトセンター

はなさく いーな
0120-8739-17
(通話料無料)

受付時間 月~土曜日 9:00~18:00(祝日、12/31~1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。
※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

● はなさく生命ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命



※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種手続きができます。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます。)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)したがって、保険契約は、お客様からの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、この商品は、一般社団法人生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、当社の変額保険販売資格の登録を受けた生命保険募集人のみが取扱うことができます。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

〒106-6218 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー18階
(お客様コンタクトセンター) 0120-8739-17
(ホームページ) <https://www.life8739.co.jp/>

募HS-24-215-300(2025.4)-11040

日本生命グループの「はなさく生命」が 確かな安心をお届けします

もしものときの安心 × 資産形成の楽しみ

はなさく変額保険

変額保険(有期型)



はんな

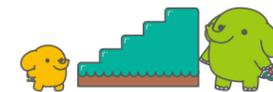
さっくん

この商品は、はなさく生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。



未来に花を咲かせましょう。

「はなさく変額保険」は、もしものときの保障の確保と 将来の資産形成をサポートする保険です!



人生100年時代を豊かに生きるためには、リスクに備えながら資産形成をしていくことが大切です。これからの人生におけるライフイベントと、それにかかるお金やリスクについて考えてみましょう!

ライフイベントとお金

これからの人生において必要となるお金について考えてみましょう。

結婚

結納・婚約・結婚式・新婚旅行等にかかった費用の総額

約**454.3万円**

出典①

お子様の教育

準備したい教育費の目安(幼稚園から大学まで)

すべて公立*1 約**1,055万円**

すべて私立*2 約**2,510万円**

出典②

マイホーム購入

「フラット35*3」利用者の購入価額

マンション 約**5,245万円**

建売住宅 約**3,603万円**

出典③

車の買い替え

購入金額の平均額(小型乗用車)と買い替えサイクル

約**229.8万円** (7.2年に1回)

出典④ 出典⑤

お子様の結婚

親・親族からの結婚費用*4援助額*5

約**183.5万円**

出典⑥

ゆとりある老後生活に向けて

ゆとりある老後にやりたいことは?

1位 旅行やレジャー 2位 日常生活費*6の充実 3位 趣味や教養

準備したいお金

ゆとりある老後生活費*7 月額**37.9万円** - 実収入*8 月額**24.4万円** = 不足額 月額**13.5万円**

20年間の不足額(準備したいお金) 月額**13.5万円** × 12ヵ月 × 20年 = **3,240万円**

出典⑦ 出典⑧

ちなみに 公的年金制度(老齢年金制度)についてはこちらをご確認ください。(生命保険協会ホームページ)

現役時代

セカンドライフ*9

*9「退職後の生活」を意味しています。

リスク

長い人生においてさまざまなリスクが考えられます。どのようなリスクがあるか確認しましょう。

万一(死亡)のリスク

万一のとき、大切なご家族のために考えておくべきことがあります。

重い病気や身体障害・要介護のリスク

重い病気等になって働けなくなったり、収入が減ったりすることがあるかもしれません。

インフレのリスク(物価上昇のリスク)

物価が上昇しお金の価値が下がり、今の価値を前提にして準備していた資金では、将来足りなくなる可能性があります。

長生きのリスク

ゆとりある老後生活を送るためには、収支の計画を立て、不足が見込まれる場合には、あらかじめ準備が必要です。

65歳の平均余命
1998年:[男性]17.13年 [女性]21.96年
2023年:[男性]19.52年 [女性]24.38年
(+2.39年) (+2.42年)

出典⑨

がん総患者数 約**365万人** 出典⑩

身体障害者手帳交付台帳登録数 約**475万人** (うち、身体障害1~4級:約413万人) 出典⑪

要支援・要介護認定者数 約**561万人** (うち、要介護1~5:約470万人) 出典⑫

マヨネーズ(1kg)の値段 2014年:271円 2024年:825円(約3.04倍)

ラップ(1本)の値段 2014年:161円 2024年:368円(約2.28倍)

トイレトーパー(1,000m)の値段 2014年:259円 2024年:804円(約3.10倍)

出典⑬

「はなさく変額保険」基本プラン 障害・介護プラン なら、こうしたリスクに 備えつつ、豊かな人生を送るための準備にお役立ていただけます。

【出典】

- ①リクルートプライダグ総研「ゼクシィ結婚トレンド調査2024調べ」
- ②(株)セールス手帖社保険F.P.S研究所「ライフプランデータ集2024年版」(進学コース別教育費総額の目安)
- *1 大学は国立大学自宅生の場合
- *2 大学は私立大学文科系・自宅生の場合

- ③住宅金融支援機構「2023年度 フラット35利用者調査」
- *3 民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長35年の全期間固定金利の住宅ローン
- ④総務省統計局「小売物価統計調査(動向編)」(2024年9月)
- ⑤(一社)日本自動車工業会「2023年度 乗用車市場動向調査」

- ⑥リクルートプライダグ総研「ゼクシィ結婚トレンド調査2024調べ」
- *4 結納、挙式、披露宴・ウェディングパーティー、二次会、新婚旅行を含めたもの
- *5 結婚費用援助があった人の平均額
- ⑦(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」
- *6 食費、住宅費、衣服代等 *7 夫婦2人の場合
- ⑧総務省統計局「2023年 家計調査(家計収支編)」
- *8 65歳以上の夫婦一組の世帯(無職世帯)の場合

- ⑨厚生労働省「平成10年・令和5年 簡易生命表」
- ⑩厚生労働省「令和2年 患者調査」
- ⑪厚生労働省「令和4年度 福祉行政報告例」
- ⑫厚生労働省「介護給付費等実態統計 月報(令和6年4月審査分)」
- ⑬総務省統計局「小売物価統計調査(動向編)」(2014年9月・2024年9月 東京都都区部小売価格)

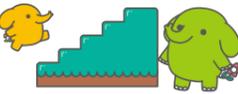
「はなさく変額保険」

基本プラン

の保障内容

変額保険(有期型)

保険金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



① もしものときの安心

→ P.7

万一のとき、または所定の高度障害状態になられたとき、**保険金**を受取れます

基本保険金額 または **積立金額***1 のいずれか大きい金額

基本保険金額を最低保証!

*1 保険金の支払事由に該当された日の積立金額



② 資産形成の楽しみ

→ P.7

A お客様にお選びいただく特別勘定に**保険料***2を毎月積立て、運用します

*2 保険料から所定の費用を控除します。詳しくは17ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。

特別勘定は10種類から選択可能!
P.13

B 保険期間満了時まで生存されたとき、特別に応じた**積立金額***3を満期保険金として受取れます

*3 保険期間満了日の積立金額

ご確認ください。

勘定の運用実績に受取れます

●満期保険金の受取等の方法は次のいずれか一時金受取 年金受取*4 終身 死亡 高度障害 一生涯保障



*4 保険期間満了時に取扱いがある場合に限りです。

オプションで保障を充実!

さらに

③ 保険料の払込みの免除

(保険料払込免除特約)

→ P.11

がん等の3大疾病や特定8疾病で所定の治療を受けられたとき等に、以後の**保険料の払込みを免除**します(特定8疾病・臓器移植I型またはII型の場合)

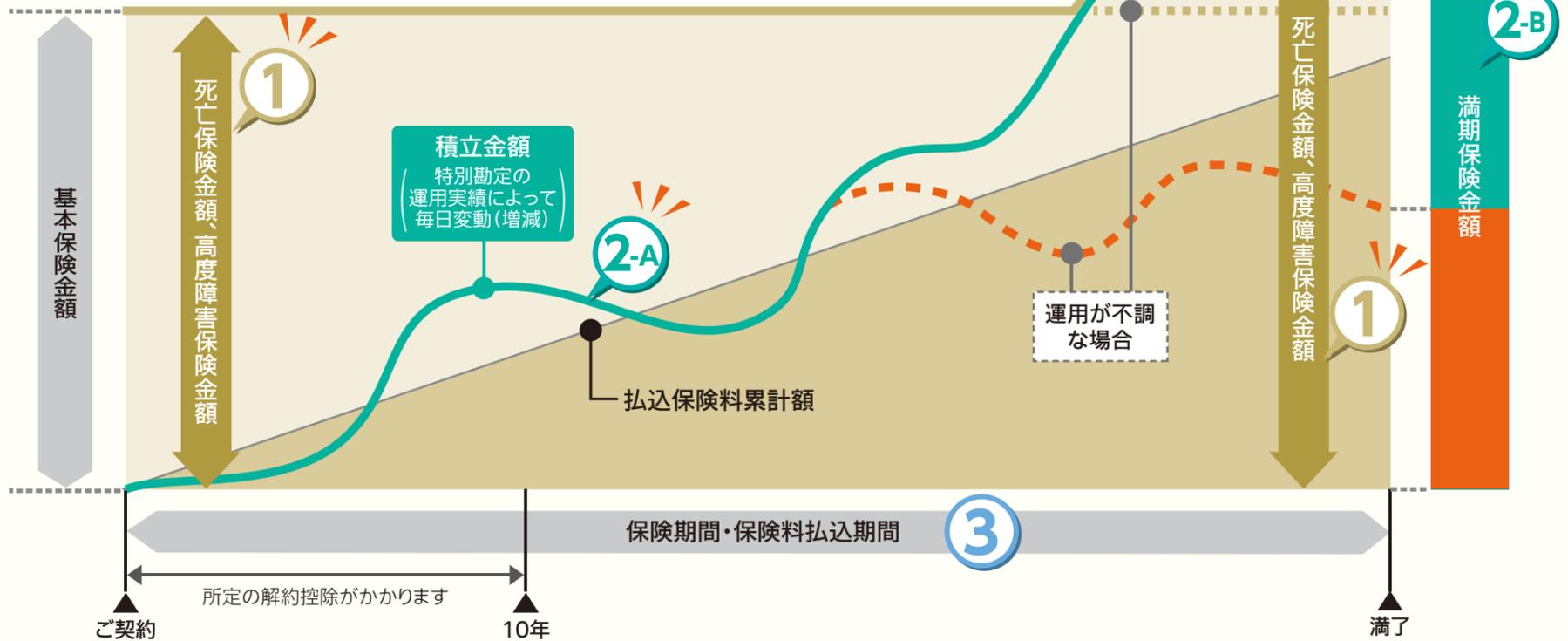
保険料の払込みが免除された後も、**保険料の払込みがあったものとして、もしものときの安心(保障)と資産形成の楽しみ(毎月の保険料積立て・運用)が保険期間満了まで続きます!**

- 3大疾病** がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患
- 特定8疾病** がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患・肝硬変・慢性膵炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧性疾患に関連する動脈疾患

上皮内がんも対象!

保障イメージ図

基本プラン 死亡 高度障害 資産形成



※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額を保証するものではありません。
※上記の保障に加え、リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。リビング・ニーズ特約の詳細は、31ページ「検討に際しご留意いただきたい点」をご確認ください。

- この商品は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、株価や債券価格の下落、為替保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があり、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)
- お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結や維持、基本保険金額の最低保証に必要な費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。

戻金額等が変動(増減)の変動等により、満期保険金額等が変動(増減)するおそれがあります。

ご契約例

■主契約:変額保険(有期型) ■契約年齢:30歳 ■性別:男性 ■保険期間・保険料払込期間:65歳満期 ■月払保険料:20,000円 ※2025年4月現在 (単位:万円)

◆保険料払込免除特約を付加しない場合 基本保険金額:1,155万円

経過年数	年齢	払込保険料累計額	死亡保険金額、高度障害保険金額				解約払戻金額			
			運用実績(年率)				運用実績(年率)			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1年	31歳	24	1,155	1,155	1,155	1,155	0	0	0	0
3年	33歳	72	1,155	1,155	1,155	1,155	34	37	40	42
5年	35歳	120	1,155	1,155	1,155	1,155	74	81	89	97
10年	40歳	240	1,155	1,155	1,155	1,155	164	191	223	261
20年	50歳	480	1,155	1,155	1,155	1,155	279	376	517	724
30年	60歳	720	1,155	1,155	1,155	1,563	347	548	908	1,563
35年	65歳	840	1,155	1,155	1,155	2,208	362	626	1,155	2,208

◆保険料払込免除特約(3大疾病III型)を付加する場合 基本保険金額:1,060万円

経過年数	年齢	払込保険料累計額	死亡保険金額、高度障害保険金額				解約払戻金額			
			運用実績(年率)				運用実績(年率)			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1年	31歳	24	1,060	1,060	1,060	1,060	0	0	0	0
3年	33歳	72	1,060	1,060	1,060	1,060	31	34	36	39
5年	35歳	120	1,060	1,060	1,060	1,060	68	74	81	89
10年	40歳	240	1,060	1,060	1,060	1,060	151	175	205	239
20年	50歳	480	1,060	1,060	1,060	1,060	256	345	475	665
30年	60歳	720	1,060	1,060	1,060	1,434	319	503	833	1,434
35年	65歳	840	1,060	1,060	1,060	2,026	332	574	1,060	2,026

- 上記の例表の数値は、例示の運用実績(-3%、0%、3%、6%)が保険期間を通して一定で推移したものと仮定して計算したものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- 経過年数は契約日から起算した年数をいい、各数値は各年度の末日を基準とし、当年度末までの保険料が全額払込まれたことを前提として計算しています。
- 例示の運用実績は保険関係費・運用関係費を控除した後の運用実績です。また、例示の運用実績は上限または下限を示すものではありません。実際の運用実績が-3%を下回る場合もあります。
- 経過年数10年未満の解約払戻金額は、解約控除後の数値です。なお、経過年数35年の解約払戻金額は、満期保険金額を表示しています。
- 万円未満の端数は切捨てて表示しています。

⚠がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後にがんと診断確定された場合に限りです。(責任開始時前にかんがんと診断確定されていないことを要します。)

「はなさく変額保険」 障害・介護プラン の保障内容

変額保険(有期型) 障害・介護保障特別適用

保険金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



① もしものときの安心

万一のとき、または所定の高度障害状態、身体障害状態、要介護状態になられたとき、**保険金**を受取れます

基本保険金額 または **積立金額***1 のいずれか大きい金額

基本保険金額を最低保証!

*1 保険金の支払事由に該当された日の積立金額

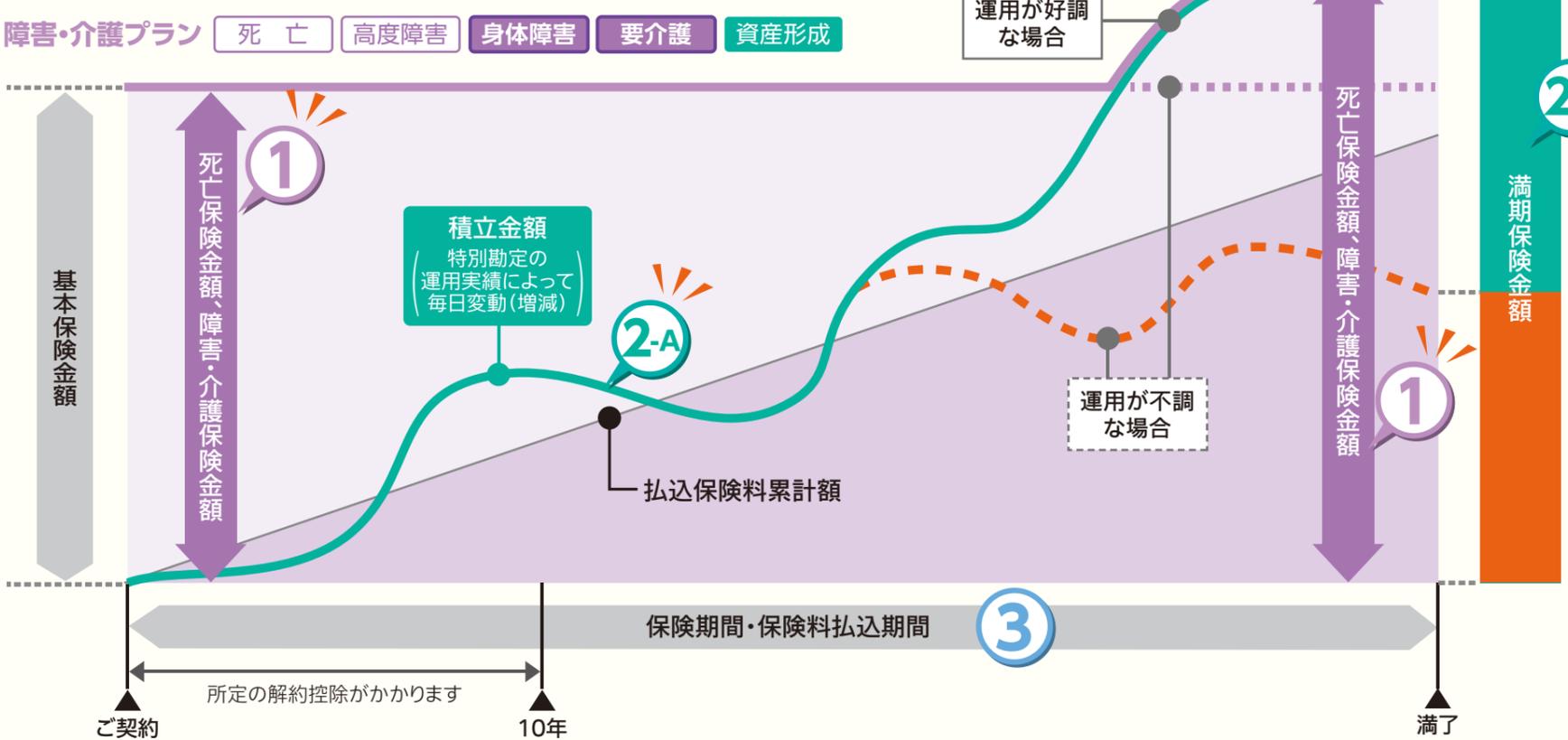
身体障害状態

身体障害者福祉法に定める1~4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

要介護状態

公的介護保険制度による要介護1~5に該当していると認定されたとき

保障イメージ図



※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、障害・介護保険金額、満期保険金額を保証するものではありません。
 ※上記の保障に加え、リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。リビング・ニーズ特約の詳細は、31ページ「検討に際しご留意いただきたい点」をご確認ください。

- この商品は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、株価や債券価格の下落、為替保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があり、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)
- お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結や維持、基本保険金額の最低保証に必要な費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。

② 資産形成の楽しみ

A お客様にお選びいただく特別勘定に**保険料***2を毎月積立て、運用します
*2 保険料から所定の費用を控除します。詳しくは17ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。

B 保険期間満了時まで生存されたとき、特別に応じた**積立金額***3を満期保険金として受取れます
*3 保険期間満了日の積立金額

●満期保険金の受取等の方法は次のいずれかからお選びいただけます

一時金受取

年金受取*4

終身

からお選びいただけます

死亡 高度障害 身体障害 要介護

特別勘定は10種類から選択可能! (P.13)

勤定の運用実績に受取れます

*4 保険期間満了時に取扱いがある場合に限りです。

③ 保険料の払込みの免除

がん等の3大疾病や特定8疾病で所定の治療を受けられたとき等に、以後の**保険料の払込みを免除**します(特定8疾病・臓器移植I型またはII型の場合)

保険料の払込みが免除された後も、**保険料の払込みがあったものとして、もしものときの安心(保障)と資産形成の楽しみ(毎月の保険料積立て・運用)が保険期間満了まで継続**します!

3大疾病

がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患

特定8疾病

がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患・肝硬変・慢性膵炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧性疾患に関連する動脈疾患

上皮内がんも対象!

ご契約例

■主契約:変額保険(有期型) 障害・介護保障特別適用
 ■契約年齢:30歳 ■性別:男性 ■保険期間・保険料払込期間:65歳満期
 ■月払保険料:20,000円 ※2025年4月現在 (単位:万円)

◆保険料払込免除特約を付加しない場合 基本保険金額:1,085万円

経過年数	年齢	払込保険料累計額	死亡保険金額、障害・介護保険金額				解約払戻金額			
			運用実績(年率)				運用実績(年率)			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1年	31歳	24	1,085	1,085	1,085	1,085	0	0	0	0
3年	33歳	72	1,085	1,085	1,085	1,085	31	34	36	39
5年	35歳	120	1,085	1,085	1,085	1,085	69	76	83	91
10年	40歳	240	1,085	1,085	1,085	1,085	155	180	211	246
20年	50歳	480	1,085	1,085	1,085	1,085	263	355	488	685
30年	60歳	720	1,085	1,085	1,085	1,480	318	509	854	1,480
35年	65歳	840	1,085	1,085	1,085	2,093	311	567	1,085	2,093

◆保険料払込免除特約(3大疾病III型)を付加する場合 基本保険金額:996万円

経過年数	年齢	払込保険料累計額	死亡保険金額、障害・介護保険金額				解約払戻金額			
			運用実績(年率)				運用実績(年率)			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1年	31歳	24	996	996	996	996	0	0	0	0
3年	33歳	72	996	996	996	996	28	31	33	35
5年	35歳	120	996	996	996	996	63	69	76	83
10年	40歳	240	996	996	996	996	142	166	193	226
20年	50歳	480	996	996	996	996	241	325	448	628
30年	60歳	720	996	996	996	1,358	291	467	784	1,358
35年	65歳	840	996	996	996	1,921	286	520	996	1,921

- 上記の例表の数値は、例示の運用実績(-3%、0%、3%、6%)が保険期間を通して一定で推移したものと仮定して計算したものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- 経過年数は契約日から起算した年数をいい、各数値は各年度の末日を基準とし、当年度末までの保険料が全額払込まれたことを前提として計算しています。
- 例示の運用実績は保険関係費・運用関係費を控除した後の運用実績です。また、例示の運用実績は上限または下限を示すものではありません。実際の運用実績が-3%を下回る場合もあります。
- 経過年数10年未満の解約払戻金額は、解約控除後の数値です。なお、経過年数35年の解約払戻金額は、満期保険金額を表示しています。
- 万円未満の端数は切捨てて表示しています。

●がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後にがんが診断確定された場合に限ります。(責任開始時前にかんが診断確定されていないことを要します。)
 ●公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。

基本プラン
 保障内容
 障害・介護
 変額保険
 特別勘定
 運用方針
 リスク
 情報提供
 Q&A
 サービス

変額保険(有期型)

万一のときに備えつつ、
資産形成が期待できる

契約年齢:0~70歳

保険金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



死亡

高度障害



資産形成

死亡保険金

高度障害
保険金

満期保険金

- **万一**のとき、または所定の**高度障害状態**になられたとき、**保険金**を受取れます

- 保険期間満了時まで生存されたとき、**満期保険金**を受取れます ★

次のいずれかの事由に該当されたときに保険金を受取れます

保険金	支払事由の概要	支払額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・支払事由に該当された日の積立金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	所定の 高度障害状態 になられたとき		被保険者
満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の積立金額	満期保険金受取人

障害・介護プラン

変額保険(有期型)

障害・介護保障
特別適用

万一のときや身体障害状態・要介護状態に
備えつつ、資産形成が期待できる

契約年齢:0~64歳

死亡

高度障害

身体障害

1~4級

要介護

1~5



資産形成

死亡保険金

障害・介護
保険金

満期保険金

- **万一**のとき、または所定の**高度障害状態**、**身体障害状態**、**要介護状態**になられたとき、**保険金**を受取れます

- 保険期間満了時まで生存されたとき、**満期保険金**を受取れます ★

次のいずれかの事由に該当されたときに保険金を受取れます

保険金	支払事由の概要	支払額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・支払事由に該当された日の積立金額	死亡保険金受取人
障害・介護 保険金	所定の 高度障害状態 になられたとき		被保険者
	身体障害者福祉法に定める 1~4級 の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき 公的介護保険制度による 要介護1~5 に該当していると認定されたとき		
満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の積立金額	満期保険金受取人

※身体障害状態・要介護状態の詳細については、9ページ「身体障害状態・要介護状態について」をご参照ください。

- 障害状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」があります。これらの制度の受給資格を有していても、障害・介護保険金の支払事由に該当するとは限りません。
- 公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。また、満40~満64歳の第2号被保険者は原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、22ページ「Q & A」をご参照ください。

保険料の払込みの免除
(基本プラン、障害・介護プラン共通)

被保険者が不慮の事故による所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

「保険料払込免除特約」が付加されている場合は、左記に加え、がん等の特定疾病で所定の事由に該当されたとき等にも、以後の保険料の払込みを免除します。

*障害・介護保険金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。詳しくは21ページ「Q&A」をご確認ください。

★ 満期保険金の受取等の方法について

満期保険金の受取等の方法は、次のいずれかからお選びいただけます。

一時金で受取り

年金で受取り

終身保険へ変更

年金での受取り

満期保険金を**毎年、一定額の年金**でお受取りいただけます。



年金支払期間は、**5年・10年・15年**から
選択可能!

※年金支払選択時の年金額は、年金支払開始日の基礎率(予定利率等)により計算します。
※年金支払期間中に年金受取人が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を死亡された年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。
※年金でお受取りの場合、年金管理費をご負担いただきます。詳しくは、18ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。

終身保険への変更

健康状態にかかわらず、満期保険金を原資に**一時払の終身保険(定額払済終身保険)**へ変更することができます。

定額払済終身保険

基本プラン

死亡 高度障害

障害・介護プラン

死亡 高度障害
身体障害 要介護

一生保障

死亡・高度障害の保障が
一生涯継続!
障害・介護プランであれば、
身体障害・要介護の保障も
一生涯!

※定額払済終身保険への変更後の保険金額は、変更日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。
※変更後契約の保険金額は、変更前契約の基本保険金額を下回る場合があります。
また、変更前契約の基本保険金額を限度とし、満期保険金のうち定額払済終身保険に充当されない金額がある場合は、契約者にお支払いします。
※基本プラン(主契約に障害・介護保障特別を適用しない契約)から障害・介護プラン(主契約に障害・介護保障特別を適用する契約)への変更、障害・介護プランから基本プランへの変更はできません。
※保険料払込免除特約を付加したご契約を変更する場合、保険料払込免除特約は消滅します。

※年金での受取りや定額払済終身保険への変更の取扱いは、保険期間満了時に取扱いがある場合に限りです。
※年金額や定額払済終身保険の保険金額が所定の金額に満たない場合には、年金での受取りや定額払済終身保険への変更はできません。
※年金支払開始日以後または定額払済終身保険への変更後は、特別勘定での運用は行いません。

- この商品は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があります、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)
- お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結や維持、基本保険金額の最低保証に必要な費用等に当てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。

基本プラン

保障内容

変額保険

身体障害状態・要介護状態

保険料払込免除特約

特別勘定の仕組み

特別勘定の運用方針

諸費用・リスク

情報提供・各種手続き

Q & A

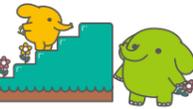
投資リスク【参考】

ご留意点

サービスマン

身体障害状態・要介護状態について

当ページは身体障害状態、要介護状態についての概要を示したものであり、障害・介護保険金の支払事由を示したものではありません。支払事由は7ページをご確認ください。

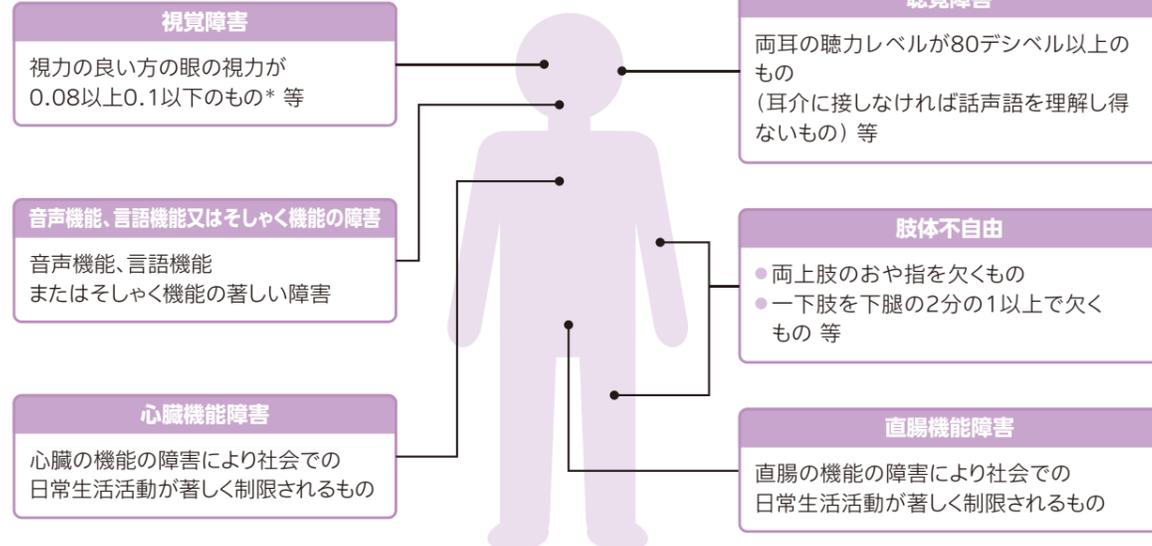


身体障害

身体障害 1～4級

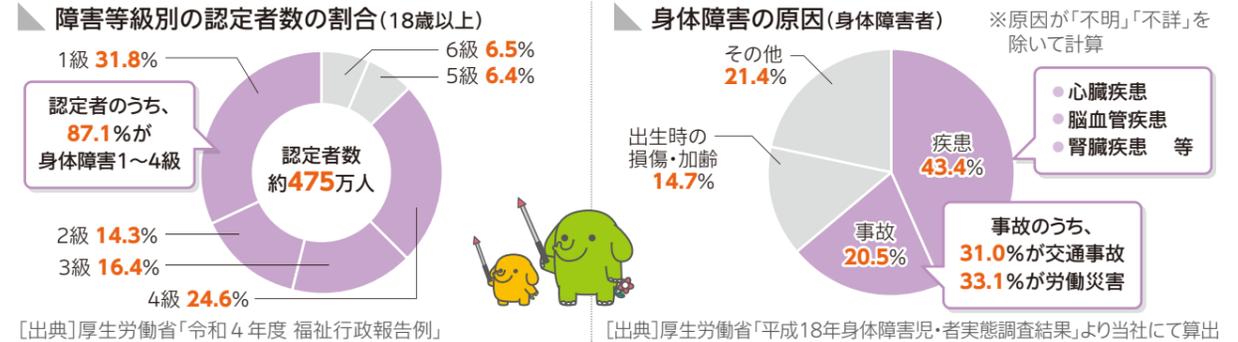
身体障害状態の例(2025年1月現在)

身体障害状態(4級)の例



* 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものを除く
 ※ 視力の良い方の眼の視力とは万国式視力表によって測ったもので、屈折異常のある場合は矯正視力について測ったものです。
 ※ 上記以外に、「呼吸器機能障害」「ぼうこう機能障害」「小腸機能障害」「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」等があります。
 [出典]厚生労働省「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」をもとに当社にて作成

身体障害に関する気になるデータ



身体障害状態の具体例

直腸機能障害 潰瘍性大腸炎(50歳)

潰瘍性大腸炎が重症化したため、大腸全摘となり、人工肛門(ストマ)を造設した。

生涯にわたり人工肛門(ストマ)が必要であり、直腸機能障害による身体障害4級に認定された。

肢体不自由 片足切断(40歳)

仕事で車を運転中、交差点で信号無視の車に側面から衝突され、右足が挟まった状態で車内に閉じ込められた。

車の損傷が激しく救出に時間がかかり、病院に搬送されるも、筋肉壊死の状態であったため、右足の膝関節から下を切断することとなり、肢体不自由(下肢)による身体障害4級に認定された。

[制作・監修]株式会社エフピー教育出版

要介護

要介護 1～5

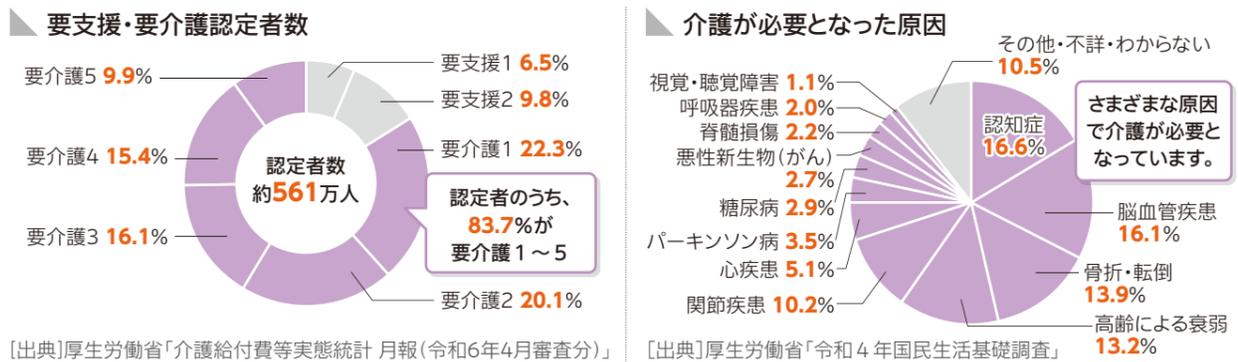
要介護度別の身体状態の目安(2025年1月現在)

要介護度	身体の状態(例)	
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。この状態のうち、介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人は要支援2と認定される。
要介護	1	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
	2	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。
	3	重度の介護を必要とする状態 食事にときどき介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がひとりではほとんどできない。
	4	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。
	5	

[出典](公財)生命保険文化センター「定年Go!」(2023年4月改訂版)をもとに当社にて作成

⚠ 公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。また、満40～満64歳の第2号被保険者は原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、22ページ「Q&A」をご参照ください。

要介護に関する気になるデータ



要介護状態(要介護1)の具体例

骨折 骨折を伴う骨粗しょう症(60歳)

家事の最中に室内の段差につまずいて転倒した。

病院で検査の結果、左大腿骨頸部骨折と診断され、人工骨頭の置換手術と術後のリハビリで1カ月の入院。その後、リハビリ専門病院に転院して3カ月間リハビリを行った。

退院後、短い距離であれば歩行器を使って歩けるところまで回復したが、長時間立っていることはできず、外出もひとりでは難しい状態である。介護申請の結果、骨折を伴う骨粗しょう症に該当し、要介護1に認定された。

[制作・監修]株式会社エフピー教育出版

基本プラン
 障害・介護
 変額保険
 身体障害状態・要介護状態について
 保険料払込
 特別給付
 特別給付の仕組み
 特別給付の運用方針
 諸費用・リスフ
 情報提供・各種手続き
 Q&A
 投資・運用
 投資・運用
 サービス

保険料払込免除特約

がん等の重い病気による
経済的負担に備える

契約年齢:0~70歳
保険期間:主契約と同一

がん等の特定疾病で所定の治療を受けられたとき等に 以後の保険料の払込みを免除します

保障範囲は、4つの型から選択

特定疾病の型

3大疾病Ⅰ型

3大疾病Ⅲ型

特定8疾病・臓器移植Ⅰ型

特定8疾病・臓器移植Ⅲ型

上皮内がんでも保険料の払込みを免除

3大疾病だけでなく、糖尿病等の特定8疾病まで保障
(「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型またはⅢ型」を付加した場合)

**保険料の払込みが免除された後も
保障や資産形成は継続** ★

●保険料払込免除特約を付加した場合は、特約による保険料払込免除に関する費用*1を保険料から控除します。
(特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用は行いません。)
*1 詳しくは17ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。

保険料払込免除事由の概要

特定疾病の型に応じて、次のいずれかに該当されたときに以後の保険料の払込みを免除します

疾病等の種類	保険料払込免除事由の概要
がん 上皮内がんを含む	責任開始時以後に 初めてがん と診断確定されたとき 責任開始日から90日経過後に初めてがんと診断確定された場合に限り、 (責任開始時前にがんと診断確定されていないことを要します)
心疾患	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>3大疾病Ⅰ型</p> <p>特定8疾病・臓器移植Ⅰ型</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p>①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、 継続20日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき</p> </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>3大疾病Ⅲ型</p> <p>特定8疾病・臓器移植Ⅲ型</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p>①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、 1日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき</p> </div> </div>
脳血管疾患	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>3大疾病Ⅰ型</p> <p>特定8疾病・臓器移植Ⅰ型</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p>①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、 継続20日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき</p> </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>3大疾病Ⅲ型</p> <p>特定8疾病・臓器移植Ⅲ型</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p>①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上の入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、 1日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき</p> </div> </div>
肝硬変	所定の 肝硬変 と診断され、その治療のため、 1日以上 の入院または 通院 をされたとき
慢性膵炎	所定の 慢性膵炎 と診断され、その治療のための 手術 を受けられたとき
慢性腎不全	所定の 慢性腎不全 と診断され、その治療のための永続的な 人工透析療法 を受けられたとき
糖尿病	①所定の 糖尿病 と診断され、その治療のための インスリン治療 を 継続180日以上 受けられたとき ②所定の 糖尿病性網膜症 の治療のための 手術 を受けられたとき ③所定の 糖尿病性壊疽 の治療のための 切断術 を受けられたとき
高血圧性疾患に 関連する動脈疾患	高血圧性疾患を発病し、 ①所定の 大動脈瘤等 の治療のための 手術 を受けられたとき ②所定の 大動脈瘤等 が破裂したと 診断 されたとき ③所定の 四肢の動脈閉塞症 の治療のための 血行再建手術 を受けられたとき
臓器移植	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓 または 小腸 のいずれかの臓器についての所定の 移植術 を受けられたとき(被保険者が受容者の場合に限り)

保険金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意
いただきたい点」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」
に記載しておりますので、必ずご確認ください。

保障の対象となる疾病等の種類

4つの型から選択できます。「○」「◎」が記載されている疾病等について、保障の対象となります。
「◎」は同一の疾病等の種類における「○」と比べて、保障が充実していることを表します。

疾病等の種類	特定疾病の型			
	3大疾病Ⅰ型	3大疾病Ⅲ型	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	特定8疾病・臓器移植Ⅲ型
がん 上皮内がんを含む	○	○	○	○
心疾患	○	◎	○	◎
脳血管疾患	○	◎	○	◎
肝硬変			○	○
慢性膵炎			○	○
慢性腎不全			○	○
糖尿病			○	○
高血圧性疾患に 関連する動脈疾患			○	○
臓器移植			○	○

左記の疾病等は保障の対象になりません。

**心疾患・脳血管疾患の
保険料払込免除事由の概要**

急性心筋梗塞・脳卒中*2	左記以外の心疾患*3・脳血管疾患*4
I型 1日以上 の入院または 手術	継続 20日 以上の 入院または手術
Ⅲ型 1日以上 の入院または 手術	1日 以上の 入院または手術

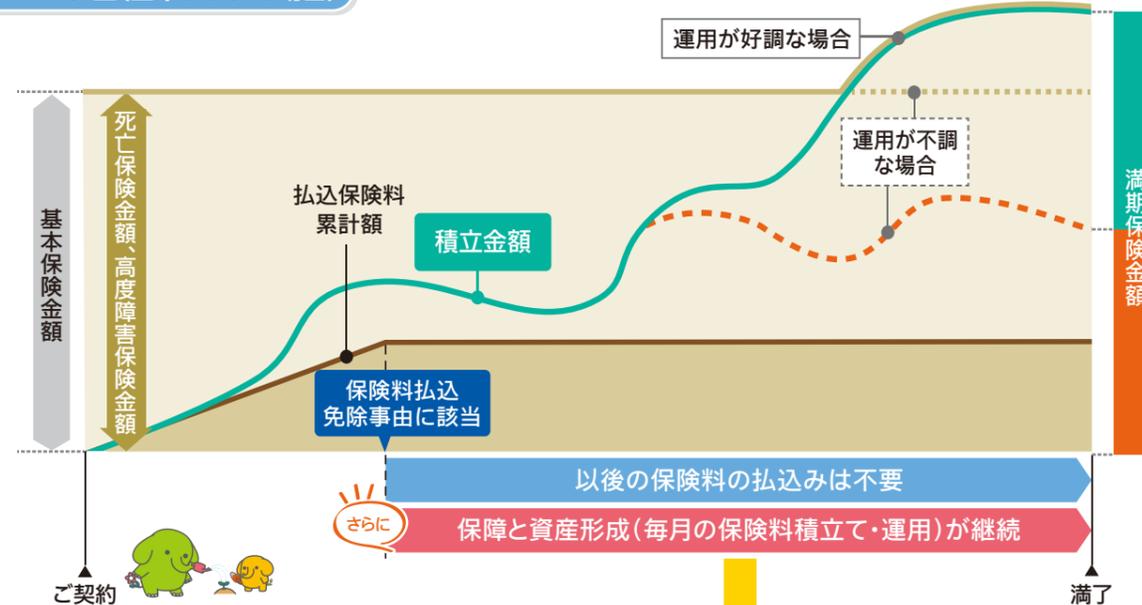
*2 脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血
*3 狭心症・不整脈・心不全・心筋症等
*4 脳動脈瘤・脳動脈硬化(症)等

Ⅲ型では、急性心筋梗塞・脳卒中は
もちろん、**その他の心疾患・
脳血管疾患の1日以上
入院**にも備えられます!

★ 保険料の払込み免除後のご契約について

保険料の払込みが免除された後も、**保険料の払込みがあったものとして、保障や資産形成が継続**します。

イメージ図(基本プランの場合)



※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額を保証するものではありません。

**がん等の重い病気でも働けない状態になっても、保険料のご負担なく
もしものときの安心(保障)と 資産形成の楽しみ(毎月の保険料積立て・運用)が
保険期間満了まで継続!**

基本プラン

特約内容

「主契約」
契約内容

「主契約」
身体障害状態・
介護状態

「主契約」
保険料払込
免除特約

「主契約」
特別勘定の
仕組み

「主契約」
特別勘定の
運用方針

「主契約」
諸費用・
リスク

「主契約」
情報提供・
各種手続き

「主契約」
Q&A

「主契約」
投資リスク
の付加について

「主契約」
ご留意点

「主契約」
サービス

特別勘定の仕組み



特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

特別勘定の種類



- この商品では、保険金等の原資となる積立金を運用するため、特別勘定を設定し、他の保険種類の資産とは区分して、特別勘定資産の管理・運用を行います。
- この商品には運用方針等が異なる複数の特別勘定があり、お客様のニーズにあわせて選択し、組み合わせることができます。
- 特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、次の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。各特別勘定の概要は、15ページ「特別勘定の運用方針」をご確認ください。

(2025年4月現在)

 バランス50型	 バランス70型	 国内株式型	 国内株式アクティブ型
 世界株式型	 世界株式アクティブ型	 先進国株式型	 米国株式アクティブ型
 外国債券型	 マネー型		

特別勘定の選択（繰入割合の指定・変更）



- 特別勘定ごとに保険料を繰入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。
- ご契約後に、保険料を繰入れる特別勘定やその繰入割合を変更することも可能です。

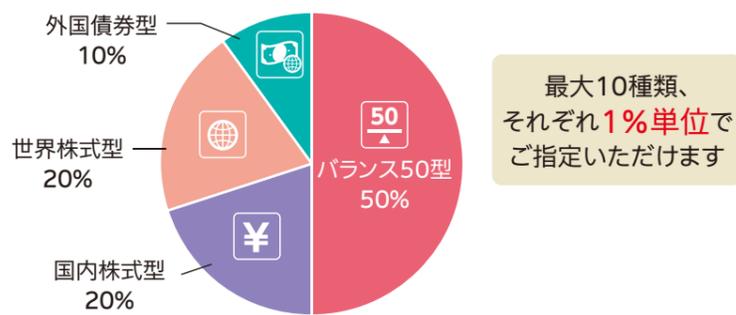
※変更手続きについては、19ページ「情報提供と各種手続きについて」をご確認ください。

例

<1つの特別勘定を指定する場合>



<複数の特別勘定を指定する場合>



※上記は特別勘定の選択例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。
 ※上記の繰入割合は保険料をお払いいただくときに各特別勘定に繰入れる割合です。繰入後の積立金は、各特別勘定の運用実績に応じて変動しますので、積立金における割合が保険期間中一定に保たれるわけではありません。
 ※保険料の繰入割合の変更を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。

保険料の特別勘定への繰入れ



- 保険料から保険関係費のうち所定の費用（保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等）*を控除した金額を特別勘定に繰入れます。

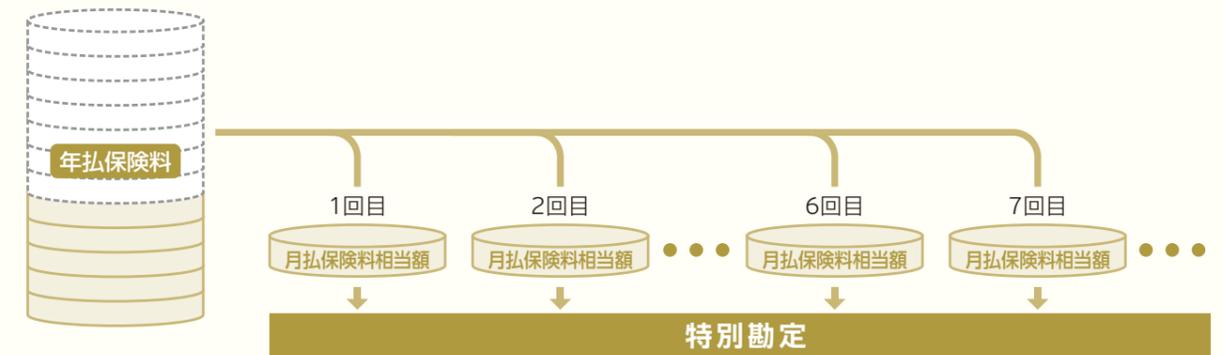
$$\text{特別勘定に繰入れる保険料} = \text{保険料} - \text{保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等}$$

- 特別勘定に繰入れる日は次のとおりです。

第1回の保険料の繰入日	契約日
第2回以後の保険料の繰入日	月単位の契約応当日

※年払契約の場合
 毎月、年払保険料を月ごとに分割した月払保険料相当額（月払契約の場合の保険料をいいます。）から所定の費用（保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等）*を控除した金額を特別勘定へ繰入れます。

【イメージ図】



*費用の詳細については、17ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。

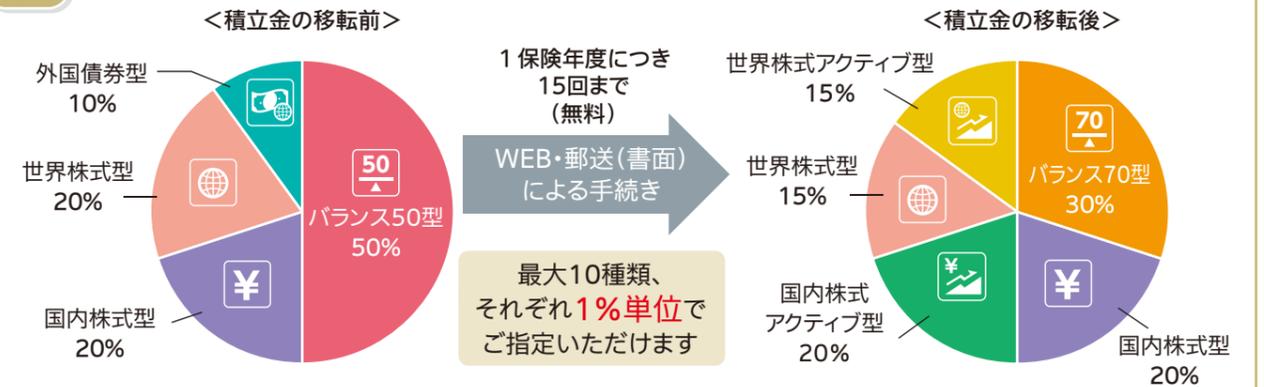
積立金の移転（スイッチング）



- ご契約後にすでに積立てられた特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転（スイッチング）することができます。
- 積立金の移転（スイッチング）は、1保険年度（契約日または年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで）につき15回を限度とします。

※移転手続きについては、19ページ「情報提供と各種手続きについて」をご確認ください。

例



※上記は特別勘定の選択例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。
 ※積立金の移転（スイッチング）を行っても、保険料の特別勘定への繰入割合は変更されません。
 繰入割合の変更も行う場合は、別途お手続きが必要になります。
 ※積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。

基本プラン

運用・介護
ヘルパー

「主契約」
変額保険

身体障害状態・
要介護状態
に該当する

保険料払込
免除特約

特別勘定の
仕組み

特別勘定の
運用方針

諸費用・
リスク

情報提供・
各種手続き

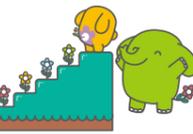
Q & A

「参考」
投資リスク
の付きかた

ご留意点

サービス

特別勘定の運用方針



特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

(2025年4月現在)

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用会社	運用方針	運用関係費(税込) ^{*1} <small>特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して</small>
バランス50型	ニッセイインデックスバランス(標準型) S A (適格機関投資家限定)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	主として日本を含む世界各国の株式および債券に投資を行い、分散投資を通じて資産の中長期的な成長を目指します。株式の基本資産配分を50%とします。原則として、為替ヘッジを行いません。基本資産配分は、国内株式30%、外国株式20%、国内債券35%、外国債券10%、短期金融資産5%とします。 ^{*2}	年率0.16500%
バランス70型	ニッセイインデックスバランス(外国株式重視型) S A (適格機関投資家限定)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	主として日本を含む世界各国の株式および債券に投資を行い、分散投資を通じて資産の中長期的な成長を目指します。株式の基本資産配分を70%とします。原則として、為替ヘッジを行いません。基本資産配分は、国内株式30%、外国株式40%、国内債券15%、外国債券10%、短期金融資産5%とします。 ^{*2}	年率0.16500%
国内株式型	ニッセイ国内株式インデックス S A (適格機関投資家限定)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	主として日本の株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する成果を目指します。	年率0.08250%
国内株式アクティブ型	キャピタル日本株式ファンドつみたて (適格機関投資家専用)	キャピタル・インターナショナル株式会社	主として日本の株式に投資を行い、資産の中長期的な成長を目指します。企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行います。	年率0.68750%
世界株式型	ニッセイ全世界株式インデックスコレクト S A (適格機関投資家限定)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、世界全体の株式市場の動きを捉えた運用を目指します。外国株式、国内株式、新興国株式をMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)の時価総額の比率にもとづき配分します。 ^{*2} 原則として、為替ヘッジを行いません。	年率0.06325%
世界株式アクティブ型	フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ (適格機関投資家専用)	フィデリティ投信株式会社	主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、資産の中長期的な成長を目指します。企業の長期的な成長と株価の割安度に着目して銘柄選定を行います。原則として、為替ヘッジを行いません。	年率0.74800%
先進国株式型	ニッセイ外国株式インデックス S A (適格機関投資家限定)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	主として日本を除く先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する成果を目指します。原則として、為替ヘッジを行いません。	年率0.07150%
米国株式アクティブ型	キャピタル I C A つみたて (適格機関投資家専用)	キャピタル・インターナショナル株式会社	主として米国の株式に投資を行い、資産の中長期的な成長を目指します。企業の収益成長性や配当に着目して銘柄選定を行います。原則として、為替ヘッジを行いません。	年率0.57750%
外国債券型	ニッセイ外国債券インデックス S A (適格機関投資家限定)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	主として日本を除く世界各国の債券に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する成果を目指します。原則として、為替ヘッジを行いません。	年率0.07150%
マネー型	特に定めません	—	流動性の確保に留意しつつ、円建の預金、短期金融商品を中心に安定的な運用を行います。 ^{*3}	— ^{*4}

*1 運用関係費は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬率を記載しています。運用関係費の詳細は、17ページ「運用関係費」をご確認ください。

*2 各資産の運用については、以下の指数の動きに連動する成果を目指すインデックス運用を行います。

国内株式	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
外国株式	MSCIコクサイ指数(配当込み、円換算ベース)
国内債券	NOMURA-BPI総合指数
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

*3 資金を一時的に退避させる目的のご利用を想定しています。諸費用の控除等により積立金が減少することがありますのでご注意ください。

*4 金利情勢、投資対象となる短期金融商品によって変動します。

※記載のインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。

※特別勘定には各種支払等に備えて一定の現預金等を保有することがあります。

※特別勘定の主な投資対象となる投資信託、運用方針、運用会社等は将来変更することがあります。

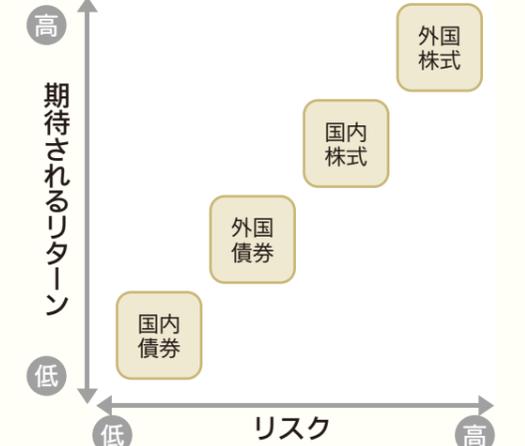
※法令等の改正や効率的な資産運用が困難となった等の特別な事情がある場合には、特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することや、その特別勘定への積立金の移転(スイッチング)または保険料の繰入れを停止することがあります。

各特別勘定の投資対象となる投資信託の主な投資先

特別勘定の名称	国内株式	外国株式	国内債券	外国債券
バランス50型	○	○	○	○
バランス70型	○	○	○	○
国内株式型	○			
国内株式アクティブ型	○			
世界株式型	○	○		
世界株式アクティブ型	○	○		
先進国株式型		○		
米国株式アクティブ型		○ ^{*5}		
外国債券型				○
マネー型	※主として円建の預金や短期金融商品			

*5 主として米国の株式に投資します。

投資先のリターン・リスクのイメージ



※上記の図は、リターン・リスクをイメージ化したものであり、将来のリターンやリスクの水準を保証するものではありません。

基本プラン

運用方針

投資対象

運用会社

保険料

特別勘定の仕組み

運用方針

諸費用

情報提供

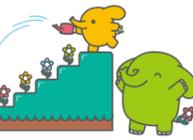
Q&A

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

諸費用とリスクについて



特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

お客様にご負担いただく費用

! この保険にはお客様にご負担いただく費用があり、次の費用の合計となります。

保険関係費

保険関係費とは、お申込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期等
保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	*1	特別勘定への繰入れ*2の際に保険料から控除します。
特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して年率0.45%	左記の365分の1を日々、ユニット価格の計算の過程で控除します。
基本保険金額の最低保証に必要な費用		
死亡保障等に必要な費用*3	*1	契約日始および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
保険料払込免除に関する費用	保険料に対して、0.05~0.15% (保険料払込期間に応じます。)*4	特別勘定への繰入れ*2の際に保険料から控除します。

- *1 被保険者の年齢、性別、保険期間等により異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。
- *2 年払契約の場合、毎月、年払保険料を月ごとに分割した月払保険料相当額(月払契約の場合の保険料をいいます。)を特別勘定に繰入れます。
- *3 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。
- *4 このほか、保険料払込免除特約を付加した場合は、特約による保険料払込免除に関する費用*1を保険料から控除します。(特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用は行いません。)

運用関係費

特別勘定の名称	費用(信託報酬)	控除する時期等	特別勘定の名称	費用(信託報酬)	控除する時期等
50 バランス50型	年率0.16500% (税抜0.1500%)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。	世界株式アクティブ型	年率0.74800% (税抜0.6800%)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
70 バランス70型	年率0.16500% (税抜0.1500%)		先進国株式型	年率0.07150% (税抜0.0650%)	
国内株式型	年率0.08250% (税抜0.0750%)		米国株式アクティブ型	年率0.57750% (税抜0.5250%)	
国内株式アクティブ型	年率0.68750% (税抜0.6250%)		外国債券型	年率0.07150% (税抜0.0650%)	
世界株式型	年率0.06325% (税抜0.0575%)		マネー型	*5	

- *5 金利情勢、投資対象となる短期金融商品によって変動します。
- ※運用関係費には、信託報酬のほか信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用が含まれますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されます。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することになります。
- ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数*6が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

- ※保険料の払込年月数*6が10年未満の場合は、変額払済保険への変更*7時にも、変更後のご契約の原資となる解約払戻金の計算の際に解約控除がかかります。
- ※解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なるため、具体的な金額を表示することができません。
- *6 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。
- *7 詳しくは、23ページ「Q&A」をご確認ください。

年金受取選択時の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
年金管理費	毎年お受取りいただく年金額に対して1.0%	毎年の年金の支払基準日に責任準備金から控除します。

- ※年金管理費は将来変更となる場合があります。
- ※年金受取の詳細は、8ページ「年金での受取り」、22ページ「Q&A」をご確認ください。

投資リスク

! この保険にはお客様にご注意いただきたい投資リスクがあります。

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、この保険には資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、カントリーリスク、流動性リスク、派生商品(デリバティブ)取引のリスク等があります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があります、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)**
- これらの投資リスクはすべて契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人(募集代理店を含みます。)等の第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者をご契約後に保険料の繰入割合の変更または積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。
- 資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

基本プラン

運用方針

投資リスク

身体障害扶養・介護給付

保険料払込免除特約

特別勘定の仕組み

特別勘定の運用方針

諸費用・リスク

情報提供・各権利行使

Q&A

【参考】投資信託の仕組み

1. 運用方針

サークル



ご契約内容・特別勘定資産の運用状況等の確認方法

WEB (随時) 	はなさく生命ホームページ (公式ホームページ)	ユニット価格	各特別勘定のユニット価格を毎日更新し、掲載しています。また、過去の推移についても確認できます。
		運用レポート	各特別勘定の運用実績等をまとめた月次・年次の運用レポートを掲載しています。
	マイページ*	ご契約内容の確認	ご契約内容等について、ご契約ごとに確認できます。
		特別勘定の運用状況等	特別勘定の現状・積立金の推移・保険料繰入割合等について確認できます。
郵送 (年1回) 	ご契約内容のお知らせ	ご契約内容等(保障内容・保険金受取人等)について、お知らせします。	
	特別勘定に関するお知らせ	積立金の現状・特別勘定の内訳・積立金の推移・保険料繰入割合等について、お知らせします。	
	決算のお知らせ	1事業年度における特別勘定の詳細(各特別勘定の運用実績・資産の内訳・運用収支等)を、お知らせします。	

*ご契約成立後に開設されるお客様専用WEBサイトのことをいいます。詳しくは、次ページをご確認ください。

保険料繰入割合の変更・積立金の移転(スイッチング)のお手続き方法

WEB

マイページ

アクセスはこちら

PCの場合は以下のURLを入力してください

<https://c.life8739.co.jp/my>

マイページ(お客様専用WEBサイト)上で変更手続きを行うことができます。
※ご利用にあたっては、登録が必要です。詳しくは、次ページをご確認ください。

STEP1

マイページにログイン後、「変額保険(特別勘定)のご確認・お手続き」をタップ

STEP2

変更手続きを行いたい項目の「お手続き」をタップ

電話

はなさく生命
お客様コンタクトセンター

はなさく いーな

0120-8739-17

受付時間/月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※電話のみでお手続きは完了しません。お手続きに必要な書類をお送りしますので、必要事項を記載のうえ、当社まで返送をお願いします。

マイページ(お客様専用WEBサイト)について

ご契約成立後にマイページ(お客様専用WEBサイト)が開設されます。マイページの登録方法、マイページでできることは次のとおりです。

登録方法

STEP1

二次元コードの読取り

アクセスはこちら

PCの場合は以下のURLを入力してください

<https://c.life8739.co.jp/my>

STEP2

「新規登録」をタップ

STEP3

必要項目の入力

- ①お名前・証券番号等を入力
- ②ID・パスワードを設定
- ③マイページの利用規約を確認し、「利用規約の内容を確認のうえ同意しました」にチェック
- ④「登録内容の確認へ」をタップ

マイページでできること

マイページにログインいただくと、次のとおり、各種確認や変更手続きを行うことができます。

積立金の現状確認
(金額・内訳)

積立金の推移確認

保険料繰入割合の変更

変更後の保険料繰入割合を入力

積立金の移転
(スイッチング)

移転後の保有割合を入力

※マイページでは、上記に加え、お客様情報の変更(住所変更・受取人変更等)、ご契約内容に関する確認、生命保険料控除証明書の再発行等も行うことができます。

※各画面イメージは、2025年4月現在のものです。実際の画面とは異なる場合があります。

基本プラン

標準プラン

変額保険

身体障害状態・要介護状態

保険料払込免除特約

特別勘定の仕組み

特別勘定の運用方針

諸費用・リスフ

情報提供・各種手続き

Q & A

投資リスク方

ご留意点

サービス



Q 「はなさく変額保険」の概要を理解するための動画はありますか？

A 「はなさく変額保険」の概要や投資リスクとの付き合い方等を説明した動画をご用意しております。二次元コードを読み取り、動画をご視聴ください。

【はなさく変額保険】商品説明動画



動画イメージ ～①生命保険で資産形成？編～



動画イメージ ～②商品概要編～



Q 高度障害保険金、障害・介護保険金のお支払対象となる「所定の高度障害状態」とは具体的にどのような状態ですか？

A 高度障害保険金、障害・介護保険金のお支払対象となる「所定の高度障害状態」の具体例は次のとおりです。

- 両眼を失明した
- 両方の手首より先を失った
- 両方の足首より先を失った
- 片方の手首と足首の先を失った
- そしゃく(嚙む)機能障害で流動食以外のものを食べることができなくなった(回復の見込みのないもの)
- 脳梗塞等で中枢神経系に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 等

※責任開始時以後に生じた傷病を原因とする場合に限りです。

Q 主契約の保険料払込免除の対象となる「所定の身体障害状態」とは具体的にどのような状態ですか？

A 保険料払込免除の対象となる「所定の身体障害状態」の具体例は次のとおりです。

- 片眼を失明した
- 片方の手首より先を失った
- 片方の足首より先を失った
- 両耳の聴力を失った
- 両方の足の指をすべて失った 等

※責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日から180日以内に身体障害状態に該当した場合に限りです。
※主契約の保険料払込免除の対象となる所定の身体障害状態は、障害・介護保険金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。

保険金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

Q 「身体障害者手帳」制度と「障害年金」制度について教えてください

A 「身体障害者手帳」制度、「障害年金」制度は、身体障害等のある方が各種福祉サービスや年金の給付等を受けることができる公的制度ですが、認定されるまでの期間、等級の基準等が異なる別の制度です。

	身体障害者手帳	障害年金
概要	身体障害のある人に対して自治体が交付する手帳。身体障害者手帳が交付されると福祉サービスを受けることができる。	病気やケガによって生活や仕事制限されたようになった場合に、現役世代の方も含めて受取ることができる年金制度。「障害基礎年金」「障害厚生年金」等がある。
認定日	申請日から1カ月程度	初診日から1年6カ月または症状固定のいずれか早い日
内容	所得税・住民税等の減免、公共料金の割引、交通運賃の割引等の各種福祉サービスの提供	年金または手当金の給付
等級の基準	障害の程度により、1～6級*1	障害による日常生活および労働能力の損失程度により、1～3級*2

*1 身体障害者手帳の交付対象は1～6級となりますが、7級の障害が2つ以上重複する等の場合は身体障害者手帳の交付対象となります。
*2 障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害(3級未満)が残ったときは、障害手当金(一時金)を受取ることができる制度もあります。
※2025年1月現在

[制作・監修]株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

Q 公的介護保険制度の対象となる人について教えてください

A 公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象となります。満39歳以下の方は対象外となります。また、年齢により、対象となる要介護(要支援)状態は次のとおり異なります。

公的介護保険制度と年齢の関係

年齢	対象となる要介護(要支援)状態
満65歳以上(第1号被保険者)	すべての要介護(要支援)状態
満40歳以上満64歳以下(第2号被保険者)	加齢に伴う16種類の特定疾病が原因の要介護(要支援)状態
満39歳以下	(対象外)

加齢に伴う16種類の疾病(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※2025年1月現在。詳細は厚生労働省等のホームページをご確認ください。

Q 解約払戻金を年金で受取ることはできますか？

A 契約日から10年経過以後にご契約を解約する場合、解約払戻金の一時金受取りにかえて、年金受取りを選択いただくことも可能です。なお、死亡保険金、高度障害保険金、障害・介護保険金、リビング・ニーズ保険金や減額に伴う解約払戻金については、年金でのお受取りはできません。

※年金での受取りは、ご契約の解約時に取扱いがある場合に限りです。
※年金額が所定の金額に満たない場合、年金でのお受取りはできません。
※年金支払開始日以後は、特別勘定での運用は行いません。
※年金支払期間中に年金受取人が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を死亡された年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。
※年金でお受取りの場合、年金管理費をご負担いただきます。詳しくは、18ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。

基本プラン

商品・介護

「主契約」

「要介護状態」

「保険料払込免除特約」

「特別勘定の仕組み」

「特別勘定の運用方針」

「諸費用・リスク」

「情報提供・各種手続き」

Q&A

「参考」

「商品概要」

サービス

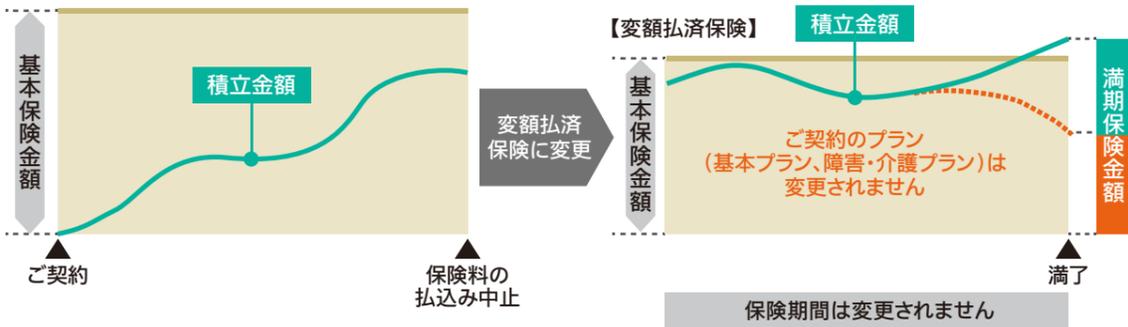


Q 保険料の払込みが困難になってしまいました。しかしながら、保障は必要と考えています。何か方法はありますか？

A 基本保険金額を減額し、保険料の負担を軽減する方法や、将来の保険料の払込みを中止し、解約払戻金を原資に変額払済保険や定額払済終身保険へ変更する方法があります。変額払済保険、定額払済終身保険への変更の具体的な取扱いは次のとおりです。

変額払済保険への変更

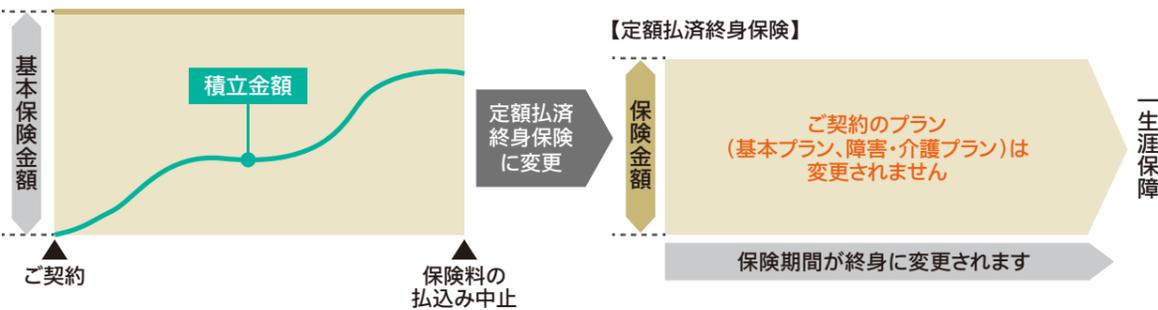
将来の保険料の払込みを中止し、**ご契約時の保険期間をそのままに、保険料払込済の変額保険に変更する方法**です。変更後も特別勘定による運用を行います。



※変額払済保険への変更の取扱いは、2026年1月に開始予定です。なお、2026年1月以前のご契約についても取扱対象となります。
 ※解約日、減額日または変額払済保険への変更日の前日における保険料の払込年月数が10年未満の場合、解約控除がかかります。詳しくは、18ページ「諸費用とリスクについて」をご確認ください。
 ※変更後契約の基本保険金額は、変更日の前日における解約払戻金額により計算します。

定額払済終身保険への変更

将来の保険料の払込みを中止し、**一時払の終身保険(定額払済終身保険)に変更する方法**です。変更後は特別勘定による運用は行いません。なお、定額払済終身保険への変更は、**契約日から10年経過以後**に行うことができます。



※変更後の保険金額は、変更日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。
 ※定額払済終身保険への変更の取扱いは、変更時に取扱いがある場合に限りです。

※変更後契約の基本保険金額または保険金額は、変更前契約の基本保険金額を下回る場合があります。また、変更前契約の基本保険金額を限度とし、変更日前日の解約払戻金のうち変額払済保険・定額払済終身保険に充当されない金額がある場合は、契約者にお支払いします。
 ※変更後契約の基本保険金額または保険金額が所定の金額に満たない場合には、変額払済保険・定額払済終身保険への変更はできません。
 ※保険料払込免除中の場合は、変額払済保険・定額払済終身保険への変更はできません。
 ※保険料払込免除特約を付加したご契約を変更する場合、保険料払込免除特約は消滅します。
 ※上記の図はイメージであり、将来の保険金額等を保証するものではありません。

Q 主な税務の取扱いについて教えてください

A ●お申込みいただいた保険料は一般生命保険料控除の対象となります。一般生命保険料控除は受取人が本人または配偶者その他の親族の場合に適用されます。
 ●死亡保険金、満期保険金の受取りにあたっては、契約者・被保険者・受取人の関係(契約形態)によって、相続税、所得税*1(一時所得)・住民税、贈与税のいずれかが課税されます。

死亡保険金

契約形態	例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税*1(一時所得)・住民税
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

満期保険金

契約形態	例		税の種類
	契約者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	本人	本人	所得税*1(一時所得)・住民税
契約者と受取人が異なる場合	本人	配偶者 子	贈与税

- 高度障害保険金、障害・介護保険金、リビング・ニーズ保険金は、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。
- 解約払戻金の受取りにあたっては、解約払戻金額が必要経費(払込保険料の累計額)を上回り、差益が発生した場合、所得税*1(一時所得)・住民税が課税されます。
- 年金支払選択時の年金の受取りにあたっては、契約者・年金受取人の関係(契約形態)によって、所得税*1・住民税、贈与税の対象となります。

年金の受取り

契約形態	税の種類	
	年金支払開始時	年金受取時
契約者と受取人が同一人の場合	所得税*1(一時所得)・住民税	所得税*1*2(雑所得)・住民税*2
契約者と受取人が異なる場合	贈与税	所得税*1*2(雑所得)・住民税*2

*1 所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。
 *2 1回目の年金は非課税となり、2回目以後の年金のうち一部が課税対象となります。

! 税務の取扱いについては2025年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しており、今後、税務の取扱いが変わる場合もあります。個別の税務の取扱いについては、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

基本プラン
 変額払済保険
 特別勘定の運用方針
 諸費用・リスク
 各種手続き
 Q&A
 サービス

②投資の3大原則 —長期投資・積立投資—



長期投資

長期の視点(じっくり)

株式等の値動きの大きな資産も長期にわたって運用することで、短期的な値動きの影響をある程度吸収することができると言われています。

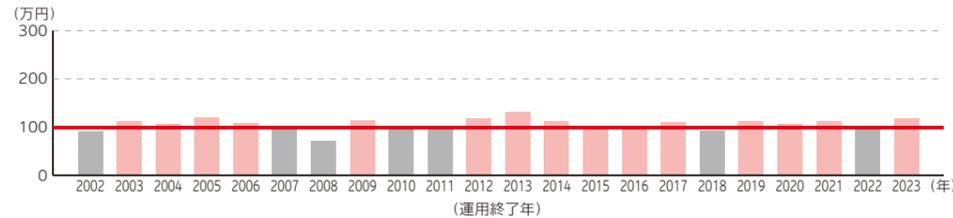
下の図は、100万円を国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の4資産に25%ずつ投資した場合の運用期間別の運用成果です。運用期間が長くなると、結果的に元本割れする可能性が低くなっています。

今後も同様の投資成果が保証されるわけではありませんが、短期的な値動きに一喜一憂せずに、長期的な視点を持ち、じっくり運用することが望ましいです。

運用期間別のリターン

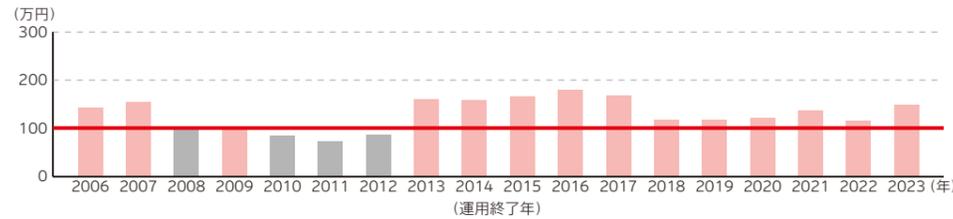
毎年1月に運用を開始し、100万円を国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の4資産に25%ずつ投資した場合の運用成果

ケース① 運用期間1年



元本を割った回数
22回中7回
平均値:106万円
最大値:131万円
最小値:71万円

ケース② 運用期間5年



元本を割った回数
18回中4回
平均値:129万円
最大値:179万円
最小値:73万円

ケース③ 運用期間15年



元本を割った回数
8回中0回
平均値:196万円
最大値:277万円
最小値:166万円

Copyright ©2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. All Rights Reserved.

【P.26~27掲載のイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社に関するデータについて】

【P.26】
＜出所＞世界株式:Morningstarグローバル株式指数、リターンは利子・配当込みグロス・リターン。為替ヘッジなし、円換算。運用コスト:Morningstar Direct
※運用コストとして2023年12月末時点のイボットソン・アソシエイツ・ジャパンの分類に基づく各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投信の信託報酬の純資産総額加重平均値)を、全期間に対して控除しています。運用コスト(年率):世界株式:0.1%

【P.27】
＜出所＞国内株式:Morningstar国内株式指数、外国株式:Morningstar先進国株式指数(除く日本)、国内債券:Morningstar国内債券指数、外国債券:Morningstar先進国債券指数(除く日本)、4資産分散:国内株式、外国株式、国内債券、外国債券を均等保有したポートフォリオ毎月末リバランス。リターンは全て利子・配当込みグロス・リターン。外貨建て指数は、為替ヘッジなし、円換算。運用コスト:Morningstar Direct
※運用コストとして2023年12月末時点のイボットソン・アソシエイツ・ジャパンの分類に基づく各資産の平均信託報酬率(日本籍公募投信の信託報酬の純資産総額加重平均値)を、全期間に対して控除しています。運用コスト(年率):国内株式:1.0%、国内債券:0.5%、外国株式:0.4%、外国債券:0.9%
※投資比率は毎月末にリバランスしています。

【P.26・27共通】
※税金、及びリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したものと計算しています。
※過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

当資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社(以下「イボットソン」)の著作物です。イボットソンの事前の書面による承諾なしの利用、複製等は、全体一部分を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。当資料は、投資助言ではなく、情報提供のみを目的としたものです。いかなる投資の推奨・勧誘を行う、あるいは示唆するものではありません。当資料に掲載している情報は、イボットソンが信頼できると判断した資料に基づいていますが、その情報の正確性、完全性、適時性、及び将来の市場の変動等を保証するものではありません。イボットソンは、法律により定められている場合を除き、本レポートの情報、データ、分析、意見を利用して行いたいかなる投資の判断、損失、損害に責任を負いません。当資料にある指数はそれ自体運用商品ではなく、直接投資することはできません。Morningstarの商号、ロゴはMorningstar, Inc.の登録商標です。当資料には、Morningstarの専有情報が含まれており、Morningstarから事前の書面による承諾がない限り、当資料の一部あるいは全ての複製ならびに再配布等の使用はできません。

積立投資

時間の分散(コツコツ)

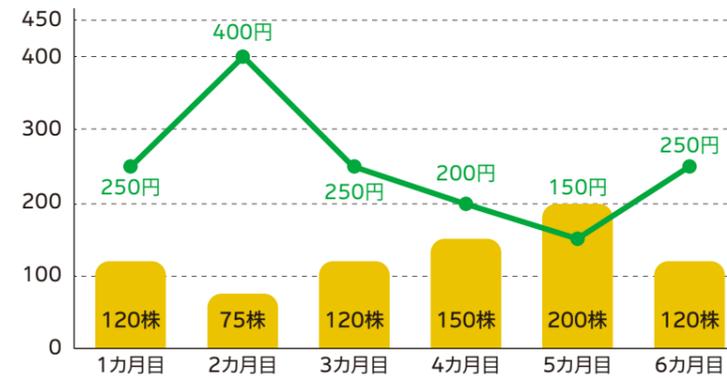
金融商品を一定額で定期的に買い続ける手法(ドル・コスト平均法)を行うことで、高いときには少なく、安いときには多く買うことになり、購入価格が平準化され、価格変動リスクを低減させることができます。

以下の例では、一括購入の場合と比べ、ドル・コスト平均法による購入の場合の方が多くの株を購入することができ、利益が発生しています。

ドル・コスト平均法

【例】同一株を6カ月間、毎月30,000円ずつ購入した場合(ドル・コスト平均法)と同一株を一括購入した場合(1カ月目に180,000円購入)の比較

株価の推移とドル・コスト平均法で購入した場合の購入株数の推移



ドル・コスト平均法は、株価が高い月の購入株数は少なく、株価が安い月の購入株数は多くなります。

ドル・コスト平均法と一括購入の比較

【購入株数】

	1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目	5カ月目	6カ月目	合計
ドル・コスト平均法	120株	75株	120株	150株	200株	120株	785株
1カ月目に一括購入	720株	0株	0株	0株	0株	0株	720株

【平均取得単価】

1株あたり (購入金額÷購入株数)
230円*
250円

*1円未満の端数は切上げて表示しています。

【売却】6カ月目の月末(株価:250円)で売却した場合

	売却金額 (持株数×株価)	利益 (売却金額-購入金額)
ドル・コスト平均法	196,250円 (785株×250円)	16,250円
1カ月目に一括購入	180,000円 (720株×250円)	0円

※手数料や税金等は考慮していません。

⚠️ ドル・コスト平均法は、株価(価格)が上下に変動する場合には有効ですが、株価が一方に動き続ける(上がり続ける・下がり続ける)場合には有効ではありません。

②投資の3大原則 ー分散投資ー

分散投資 投資先の分散(バランス)

1つの資産だけに投資するよりも、**値動きの異なる複数の資産に分散して投資**することで、価格の変動が小さくなり、**リスクを軽減**することが期待できます。

イメージ図

値動きの異なる資産(資産①・資産②)に分散して投資した場合



投資先の分散方法(考え方)

投資先の分散方法には、「**資産分散**」「**地域分散**」の2つの考え方があります。

資産分散

特定の資産(株式のみ等)に集中して投資するのではなく、**値動きの異なる複数の資産(株式・債券等)に分散して投資**する考え方です。

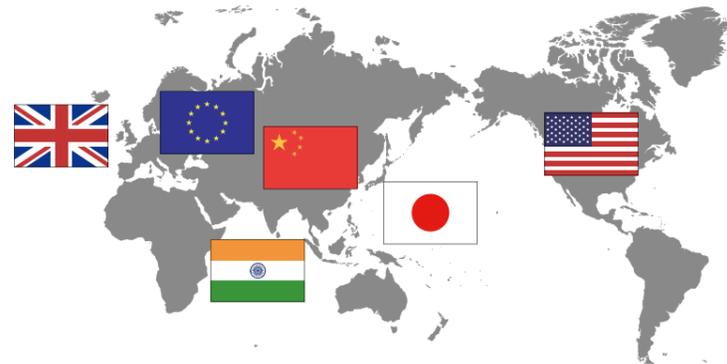


株式と債券の関係

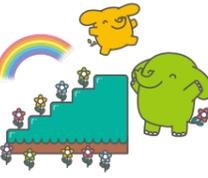
	特徴	値動きのイメージ	
		景気が良い場合	景気が悪い場合
株式	一般的に景気が良くなると企業の業績が好転するため株価は上昇し、景気が悪くなると企業の業績が悪化するため、株価は下落する傾向があります。	↑	↓
債券	一般的に景気が良くなり金利が上昇すると債券価格は下がり、景気が悪くなり金利が下がると債券価格は上がる傾向があります。	↓	↑

地域分散

特定の地域(日本のみ等)に集中して投資するのではなく、**複数の地域(先進国・新興国等)に分散して投資**する考え方です。



投資信託の運用会社について



ニッセイアセットマネジメント株式会社

運用している特別勘定: 50 バランス50型 70 バランス70型 ¥ 国内株式型 世界株式型 先進国株式型 外国債券型

長い歴史と実績を持つ、日本生命グループの資産運用力を結集して設立された資産運用会社

- ニッセイアセットマネジメント株式会社は1995年に創業した日本生命グループの資産運用会社です。
- 資産運用業界を取り巻く環境変化の中で、長期にわたって信頼・評価をいただくために、「継続性・一貫性を重視した運用による卓越したパフォーマンスの実現」、「多様なニーズにお応えできる幅広い商品ラインナップの構築」、「高品質かつきめ細やかなお客様サービスの提供」、「コンプライアンス・社会貢献の推進」に日々努力し、お客様一人ひとりのサクセス・パートナーとなることを目指しています。

日本生命グループの資産運用会社

業界最大規模のリーサーチグループが情報収集

運用資産残高 約41兆円*1

キャピタル・インターナショナル株式会社

運用している特別勘定: 国内株式アクティブ型 米国株式アクティブ型

綿密なファンダメンタルズ調査、独自の運用プロセスに強みを持つ世界有数のアクティブ運用会社

- キャピタル・インターナショナル株式会社は、米国のキャピタル・グループの日本法人として1986年に設立されました。キャピタル・グループは、1931年にロサンゼルスで創業した、世界有数の独立系アクティブ運用会社です。
- キャピタル・グループの創業者であるジョナサン・ベル・ラブレスは、投資にファンダメンタルズ調査を取り入れたパイオニアであり、その強い信念は、今でもキャピタルの投資哲学の核として受け継がれています。
- お客様に安定的で継続性のある投資成果をご提供するため、「キャピタル・システム」という独自の運用手法(投資アプローチの異なる複数の担当者が、長期にわたって運用を引継ぐ手法)を採用しています。

ファンダメンタルズ調査のパイオニア

独自の運用手法「キャピタル・システム」

グループ全体運用資産残高 約354兆円*2

フィデリティ投信株式会社

運用している特別勘定: 世界株式アクティブ型

グローバルに圧倒的なリーサーチ力を有し、外資系で大手の一角に位置する公募投資信託の資産規模を誇る

- フィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員として、投資信託および、企業年金や機関投資家向け運用商品やサービスを提供する資産運用会社です。
- フィデリティ・インターナショナルは、米国のフィデリティ・インベスメンツの国際部門として設立されました(現在は独立)。同社は1946年にボストンで創業され、現在は世界に展開する910名以上*2の運用チームによる綿密な企業調査にもとづいて、確信度の高い銘柄を選び抜くというボトムアップ・アプローチ手法を強みに646兆円*2の資産を運用しています。
- 日本では1995年に最初の投資信託を設定し、公募投資信託の純資産残高は約4兆3,502億円*2と、外資系運用会社では大手の一角に位置しています。

世界で25を超える拠点を有するグローバルリーサーチ力

フィデリティ・インベスメンツの運用資産残高 約646兆円*2

公募投資信託の純資産残高は外資系運用会社で大手の一角

*1 2024年3月時点 *2 2023年12月時点 ※各運用会社の詳細については、各運用会社のホームページ等をご確認ください。

検討に際しご留意いただきたい点

- 当冊子は保険商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。
- 高度障害保険金、障害・介護保険金のお支払いは、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限りま
- 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限りま
- 当冊子に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なります。
- 当冊子に記載の公的制度については、2025年1月現在の関係法令にもとづき記載しており、今後変更される場合もあります。



変額保険(有期型)【主契約】について

- 死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。障害・介護保障特則を適用している場合は、死亡保険金、障害・介護保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金または障害・介護保険金をお支払いした場合には、保険金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

リビング・ニーズ特約について

- この特約で支払われる保険金は次のとおりです。

保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額*1から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額*2	被保険者

*1 指定保険金額とは、基本保険金額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。
 *2 請求日の積立金額が基本保険金額を上回る場合は、その差額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額を上記の支払額とあわせてお支払いします。

- リビング・ニーズ保険金の指定保険金額の限度は、基本保険金額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。
- リビング・ニーズ保険金の請求日が、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または減額されたものとします。

解約払戻金について

- この商品の解約払戻金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動(増減)します。
- 解約払戻金額は、解約に必要な書類を当社が受付けた日の翌営業日(解約日)の積立金額を基準に計算します。ただし、解約日における保険料の払込年月数*3が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額*4を差引きます。
 *3 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。
 *4 解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なります。
- 解約払戻金額は払込保険料の累計額を下回る場合があります。(最低保証はありません。)
 特に、ご契約後短期間で解約をされたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

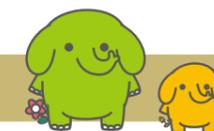
契約者配当金について

- この商品に、契約者配当金はありません。

その他の注意事項について

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- この保険は生命保険商品であり、預金とは異なります。
- 保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- ご契約後に、基本保険金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した特則の適用有無・型の変更をすることはできません。
- ご契約の内容等によっては、払込保険料の累計額が基本保険金額を上回る場合があります。
- 申込みの経路(募集代理店等)によっては取扱いできる特約、契約年齢、基本保険金額等が異なる場合があります。

ご契約時のお引受け条件



保険期間・契約年齢(被保険者の年齢)	【歳満期】				
	保険期間	基本プラン*1		障害・介護プラン*2	
		男性	女性	男性	女性
50歳満期	0~40歳				
	0~45歳				
	0~50歳				
	0~55歳				
	0~60歳				
	0~65歳		10~64歳	0~64歳	
	20~70歳	0~70歳	40~64歳	20~64歳	
	—	20~70歳	—	—	
	【年満期】				
	保険期間	基本プラン*1		障害・介護プラン*2	
男性		女性	男性	女性	
10年満期	0~70歳		35~64歳		
15年満期	0~65歳	0~70歳	30~64歳		
20年満期	0~60歳	0~65歳	25~60歳		
25年満期	0~55歳	0~60歳	20~55歳		
30年満期	0~50歳	0~55歳	15~50歳		
35年満期	0~45歳	0~50歳	10~45歳		

保険料払込期間 保険期間と同一

最低基本保険金額*3	200万円	最高基本保険金額	2億円 (保険料払込免除特約を付加する場合は3,000万円)
------------	-------	----------	-----------------------------------

*1 基本プランとは、主契約に障害・介護保障特則を適用しないプランを表します。
 *2 障害・介護プランとは、主契約に障害・介護保障特則を適用するプランを表します。
 *3 最低基本保険金額を上回る場合でも月払保険料5,000円未満または年払保険料59,000円未満の場合はお取扱いできません。
 ※上記の「—」についてはお取扱いしていません。
 ※契約者の年齢は18歳以上に限ります。
 ※契約年齢、基本保険金額によって、健康診断・人間ドックの結果等の提出が必要になる場合があります。

基本プラン

障害・介護

特別勘定

身体障害状態

保険料払込

特別勘定の仕組み

特別勘定の運用方針

諸費用・リスフ

情報提供・各種手続き

Q&A

【参考】投資リスク

100円未満

サービスマン

「はなさく変額保険」に加入すると利用できるお客さま向けサービス

☎ 電話でご利用いただけるサービス
📱 WEBでご利用いただけるサービス

相談無料 紹介無料 **ご遺族あんしんサポート** 【サービス提供会社】(株)星和ビジネスリンク

※「ご遺族あんしんサポート」は日本生命の登録商標です。

**被保険者さまに万一のことがあった際に
のこされたご家族の相続等の手続きをサポートします!**

【利用できる方】死亡保険金受取人さま*1

例えば...

手続きについて

- 何から対応したらいいの?
- 手続きの方法がわかりません。

相談無料 電話相談・インターネット相談

手続きに関するご質問についてファイナンシャルプランナー等が電話・WEBでお応えします。

相続税について

- 相続税ってかかるの?

相談無料 レポートのご提供

お客さまの相続財産額に応じた税理士監修の「相続税額の目安等を把握するための参考資料(レポート)*2」をご提供します。

手続きをサポートしてほしい

- 忙しくて手続きできません。
- 手続きが不安です。

紹介無料 専門家による各種手続きのサポート・代行

お手続き内容に応じた専門家をご紹介します。専門家が有料で各種手続きのサポート・代行をします。

- 戸籍等の取寄せ(行政書士)
- 預貯金の解約・名義変更等(ファイナンシャルプランナー等*3)
- 不動産の名義変更(司法書士)

税理士に相談したい

- 税理士の知り合いがいません。

紹介無料 税理士による相続税申告

税理士をご紹介します。税理士が有料で相続税申告についてサポートします。

- 相続財産の把握・評価
- 相続税コンサルティング

*1 死亡保険金受取人さまの年齢、病状等により、死亡保険金受取人さまがサービスを利用することが困難な場合、その配偶者さままたは3親等以内の親族もご利用可能です。
*2 税理士監修の資料ですが、一定の前提条件に基づく試算のため、「相続税申告」や「相続税の申告要否検討表」には使用できません。
*3 一部対応できない地域があります。
※サービスの提供はその内容に応じ、相続あんしんサポート(株)、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人が担当します。有料サービスをご利用の場合は、サービスの内容に応じた専門家(法人)と契約を結んでいただきます。
※電話・インターネットによる相談・情報提供は無料ですが、必要な経費はすべて利用者ご本人にご負担いただけます。

<サービスご利用にあたって>

- 各サービスは、各サービス提供会社が提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認ください。
- 各サービスは2025年4月現在のものであり、将来、変更または廃止する場合があります。

各サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、はなさく生命ホームページをご覧ください。

相談無料 オンライン医療相談サービス **アスクドクターズ** 【サービス提供会社】AskDoctors エムスリー(株)

**ご自身やご家族の健康に対する不安・悩みを、
24時間365日、医師にオンラインで無料相談できます!**

【利用できる方】契約者さま

例えば...

こんなときに
ご利用いただけます!

- 病院に行くべきか迷ったとき
- 子どもの病気が心配なとき
- 受診する診療科を迷うとき
- 他の医師の意見も聞きたいとき

深夜・休日問わず、スマートフォン等から
予約不要で医師に無料で相談できます! *4

最短5分で
相談に回答!

平均5人の医師
から回答!

さらに!

気になる症状・悩みについて、
過去の300万件以上の相談事例を
無料で検索・閲覧できます!

【ご相談イメージ】

相談者: 夜中に急に胸が苦しくなりました。今はもう落ち着いているのですが、救急外来に行った方がよいですか?

5分後

医師A: 症状が落ち着いているのであれば、様子を見てよいと思います。

10分後

医師B: めまいや冷や汗等の症状があれば、救急外来を受診してください。落ち着いていれば、様子を見て、明日、循環器内科を受診してください。

*4 医師への相談は、テキスト形式での相談となり、月3回まで利用できます。
※ご利用にあたっては、マイページ(ご契約成立後に開設されるお客様専用WEBサイト)からの会員登録が必要となります。
※当サービスは医学・医療情報の提供を目的としており、診療行為またはこれに準ずる行為を目的として利用することはできません。また、医師からの回答は治療行為ではありません。

相談無料 24時間健康電話相談サービス 【サービス提供会社】(株)ライフケアパートナーズ

**健康に対する不安を、24時間365日、
専門家*5に電話で無料相談できます!**

【利用できる方】契約者さまとご家族*6

相談無料 24時間女性健康相談ダイヤル 【サービス提供会社】(株)ライフケアパートナーズ

**女性特有の病気や症状に対する不安を、
24時間365日、女性専門家*5に電話で無料相談できます!**

【利用できる方】契約者さまとご家族*6 **女性限定**

*5 看護師・保健師、医師*7、管理栄養士*7
*6 サービスを利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。24時間女性健康相談ダイヤルは、女性からの相談に限ります。
*7 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

優待予約 人間ドック・健診予約サービス 【サービス提供会社】マーン(株)

**全国1,200以上の医療機関を比較検討して
WEBで予約できます!**

【利用できる方】被保険者さま、契約者さまとご家族*8

*8 サービスを利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。
※人間ドック・健診の受診にかかわる費用等は、すべて利用者ご本人にご負担いただけます。
※地域や内容によってはご希望に沿えない場合があります。

基本プラン
保障内容
加入条件
契約期間
保険料
特約
特別給付
運用方針
リスク
情報提供
Q&A
お問い合わせ
お問い合わせ先
サービス